

○大阪府は、2006年に大阪府温暖化の防止等に関する条例を制定し、建築物環境計画書の届出、省エネ基準への適合義務、顕彰制度など、建築物の環境配慮の取組みを実施
 ○2015年に建築物省エネ法が公布、建築物の省エネ性能の一層の向上を図るため、2019年5月に同法が改正、省エネ基準の適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大
 ○法改正を踏まえて、大阪府温暖化の防止等に関する条例の見直しを検討

国際的な動き

◇気候変動に関する国際枠組み「パリ協定」の採択 (2015年12月)
 ○世界の気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求

国の動き

◇地球温暖化対策計画 (2016年5月策定)
 ○中期目標 温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比26%削減
 ○住宅・建築物分野（「業務その他部門」、「家庭部門」）の二酸化炭素排出量を2030年度に2013年度比約40%削減



◇今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について (第二次答申) (2019年1月)

○住宅・建築物においては、2030年度のエネルギー消費量2013年度比で約20%削減

◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法) (2015年7月制定)

- 省エネ基準適合義務化より、住宅・建築物の省エネ化を推進
- 2019年5月改正法公布 (①、④、⑥ 2021年4月施行見込み)
 - オフィスビル等
 - ①省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大 (2,000㎡以上から300㎡以上へ)
 - ②省エネ性能向上計画の認定(容積率特例)の対象に、複数の建築物の連携による取組みを追加
 - マンション等
 - ③所管行政庁による計画の審査を合理化し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督体制を強化
 - 戸建住宅等
 - ④小規模(300㎡未満)の住宅・建築物の新築等の際、設計者から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付け
 - ⑤大手ハウスメーカー等の供給する戸建住宅等について、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)への適合を徹底
 - その他
 - ⑥気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

大阪府の動き

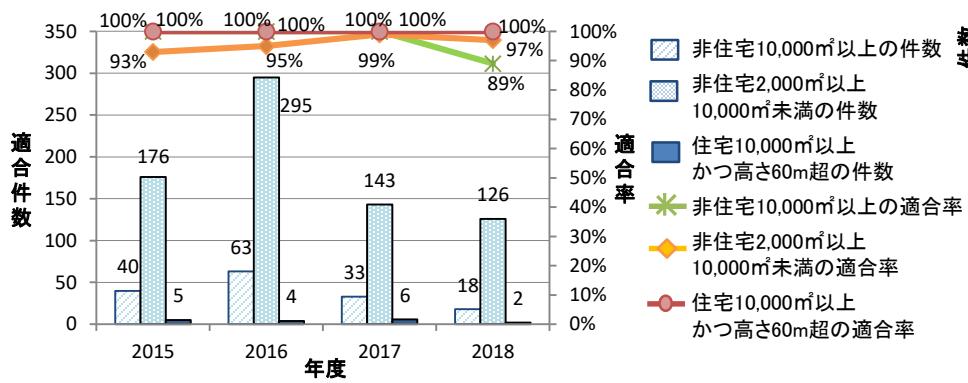
◇大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (2015年3月策定, 2017年12月一部改訂)
 ○目標 2020年度までに温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減
 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」をめざすべき将来像に掲げ、2030年度までを計画期間とした地球温暖化対策について、温暖化対策部会で審議中 (2019年12月諮問)

〈府域における温室効果ガス排出量とエネルギー消費量〉

- ・2016年度の温室効果ガス排出量は、5,642万tとなり、2005年度と比べ0.7%増加
- ・「業務」、「家庭」における対策指標としてエネルギー消費量により進行管理
- ・2016年度のエネルギー消費量は、595PJとなり、2005年度と比べ16.7%減少
- ・「業務」、「家庭」は、それぞれ14.7%、14.9%減少

◇大阪府温暖化の防止等に関する条例 (2006年4月施行)

- 〈主な取組み〉
- (1) 建築物環境計画書の届出
2006年4月～5,000㎡以上 → 2012年7月～2,000㎡以上
 - (2) 条例で定める基準への適合
非住宅：2015年4月～10,000㎡以上 → 2018年4月～2,000㎡以上
住宅：2018年4月～10,000㎡以上かつ高さ60m超
(基準) ・断熱・日射遮蔽性能を求める外皮の基準
・建築設備の一次エネルギー消費量基準



- ・非住宅2,000㎡以上の適合率は約9割と高い水準
- ・住宅10,000㎡以上かつ高さ60m超で適合率100%
- ・建築物省エネ法では一次エネルギー消費量基準のみの義務化であるため、法施行の2017年以降も基準適合が100%となっていない

- (3) 販売等の広告や工事現場への建築物環境性能表示
 - (4) 再生可能エネルギー利用設備の導入の検討
 - (5) 建築物の顕彰制度 (おおさか環境にやさしい建築賞、“涼”デザイン建築賞)
- ※大阪市も府条例と同様の条例を有する

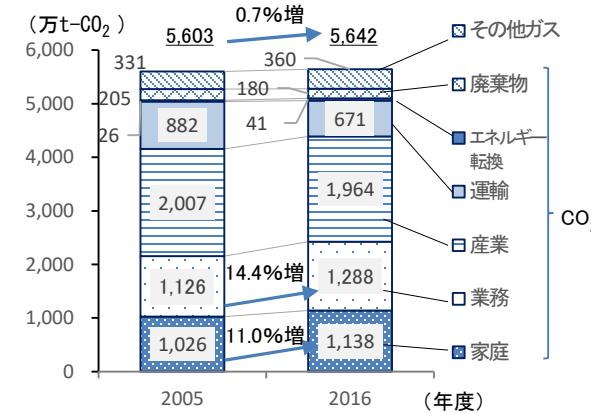
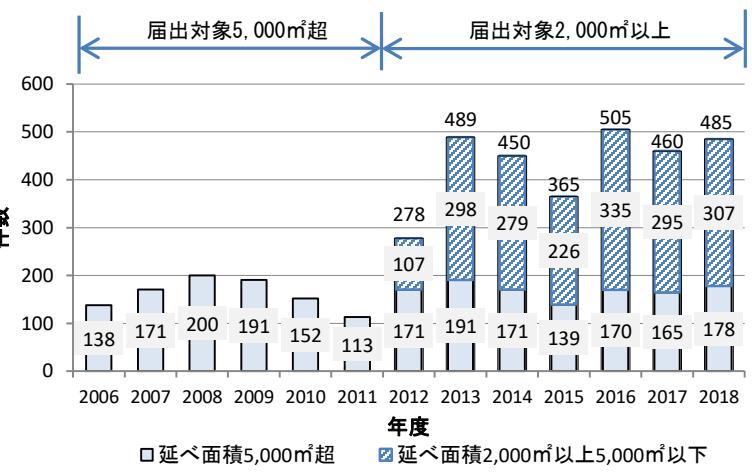


図-1 大阪府域における温室効果ガス排出量の推移
 ※2016年度の電力のCO₂排出係数は関西電力株式会社の2012年度の値 (0.514kg-CO₂/kWh) を使用。
 なお、2005年度は当該年度の排出係数 (0.358kg-CO₂/kWh) を使用。



スケジュール (案)

- 2020年6月 環境審議会に諮問
「建築物の環境配慮のあり方について」
温暖化対策部会で審議・検討 (5回程度)
- 2021年6月 環境審議会から答申
- 2022年2月 2月府議会において改正条例を提出予定
- 2023年4月 改正条例施行予定